

秋田市 小児慢性特定疾病医療受給者証の申請について

1. 申請に必要なもの

窓口（各保健所）でもらえるもの

- 申請書
- 研究利用についての同意書
- 秋田市以外の国民健康保険か国民健康保険組合のかたは、所得区分を確認するための同意書

準備するもの

- 医療意見書（主治医記載）
- 個人番号の確認に必要な書類（裏面参照）
個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票の写し いずれか1つ
- 健康保険証の写し（裏面参照）
- 申請者の身元確認に必要な書類

該当者のみ準備していただくもの

- 世帯内に、申請するお子さんのほかに小児慢性特定疾病医療や特定医療（指定難病）を受給しているかたがいるときは、その受給者証の写し
- 健康保険限度額認定証があるかたは、その写し
- 重症患者認定申請書
- 人工呼吸器等装着者申請書
- 2級以上の身体障がい者手帳があるお子さんは、その写し
- 次に該当する方は自己負担額算定に必要な証明書（裏面参照）
 - ・国民健康保険組合に加入している方（医師国保、全国建設工事国保など）
 - ・被用者保険に加入している非課税世帯の方



2. 上記申請書類が揃ったら、保健所へ提出します。

※2023年10月1日以降、医療費の支給開始日は、「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日」等となりました。ただし、遡り期間は原則として申請日から1ヶ月です。

秋田市保健所 秋田市八橋南一丁目8番3号 018-883-1180



3. 審査会を経て医療受給者証が交付されます。

お手元に届き次第、病院窓口（外来・入院）へご提示下さい。

対象疾患:現在 16 疾患群 788 疾病で下記のとおりです。

①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

対象年齢:18 歳未満。ただし 18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合、20 歳未満まで延長可能です。

自己負担:総医療費の 2 割負担。世帯の所得や病気の重症度に応じて、月毎の上限額が設定されます。

入院時の食事代 1/2 の補助有。

個人番号(マイナンバー)の確認に必要な書類 ・ 健康保険証の写し

1) 受診者が被用者保険(健康保険組合、共済組合、協会けんぽ等)に加入している場合

→受診者本人と被保険者本人分

2) 受診者が秋田市国民健康保険、国民健康保険組合(医師国保、全国建設工事国保など)に加入している場合

→国保加入者全員分

自己負担額算定に必要な証明書(該当者のみ)

証明書の発行場所は市役所本庁 1 階総合窓口または 2 階市民税課、東部を除く各市民サービスセンター、駅東サービスセンターです。なお該当年の 1 月 1 日に秋田市以外に住民登録していたかたは、住民登録していた市町村からお取り寄せください。

1) 被用者保険に加入している非課税世帯の方

被保険者の市民税・県民税(所得・課税)証明書。

2) 国民健康保険組合に加入している方(医師国保・全国建設工事業国保など)

世帯の加入者全員分(中学生は除く)の市民税・県民税(所得・課税)証明書。

申請時期により提出する証明書の年度が異なります。申請日が 1 月から 6 月までのときは前年度のもの。7 月から 12 月までのときは、当該年度のもの。非課税世帯の方は、特別児童扶養手当などの福祉手当や公的年金の受給がある場合は、収入額が分かる書類の写し。

～ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい～

秋田大学医学部附属病院
地域医療患者支援センター

TEL 018-884-6229

